

議 事 日 程 (第6号)

令和元年12月18日(水) 午前10時開議

- 日程第1 議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について
総務経済委員長報告
- 日程第2 議案第86号 湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定について
建設環境委員長報告

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてを議題といたします。

本案は12月11日の本会議で総務経済委員会に付託いたしましたがお手元に配付してあります総務経済委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで総務経済委員長の報告を求めます。総務経済委員長 吉田建二君。

〔総務経済委員長 吉田建二登壇〕

○総務経済委員長（吉田建二） 総務経済委員長の吉田建二です。

本12月定例会において当総務経済委員会に付託されました議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、12月12日午前10時より委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 パートタイム会計年度任用職員には、期末手当以外の手当は支給できないのか。

答弁 地方自治法において、パートタイム会計年度任用職員に支給できるものは、報酬、期末手当及び費用弁償と定められているが、やむを得ず行った時間外勤務等の対価に相当するものは、報酬として支給することができる旨を本条例の第9条に定めている。

質問 基準日の6月1日に採用された者は、6月の期末手当の支給対象となるのか。

答弁 6月1日に採用された会計年度任用職員の6月30日支給の期末手当は、任期が6カ月以上であれば支給の対象となる。

質問 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員は、期末手当の支給の対象とならないのか。

答弁 一般に週2日に見合う勤務時間未満では、本格的に職務に従事するとはいえないものと考えられており、国の非常勤職員についても同様の取り扱いであるため、支給の対象から除いている。

続いて、討論 反対。格差是正という趣旨であるということだが、制度移行に伴って数名ではあるが移行後の初年度、給与が今よりも減額となる人たちがいることに対して、十分な配慮がなされていない。

賛成。この制度により、これまでの非常勤職員の処遇が明確になる。また、同一労働、同一賃金という前提に立って、この制度をつくっていくということであるため、賛成する。

そのほかにも質問、答弁、討論がございましたが、採決の結果、当総務経済委員会は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告といたします。

○議長（加藤弘己） 質疑を行います。ただいまの総務経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに、反対討論、4番 三上 元君の発言を許します。三上 元君。

〔4番 三上 元登壇〕

○4番（三上 元） 4番 三上 元です。反対討論をさせていただきます。

委員会で質問をしたところ、数%の人は初年度に関しては年収が下がってしまうという答弁をいただきました。

もちろん、この条例はこのまま通過したにしても、担当の部長や市長の決断で年収を下げないということは可能ではありますが、この条例上だけで見ると、現給を補償する、年収ベースで構いませんが、補償するということが入っていません。

これは、正職員でないから現給を補償するというものが入ってなくてもよいという考え方に、基本にそういう考え方があるのではないだろうかという

気がいたします。

かつて何回か、公務員の給料が、初任給はほとんど民間と同じですが、年功序列でどんどん上がってしまうので、50歳以上は賃金カーブを下げようということが何度かありました。そのとき、正職員に関しては現給は補償するという条文が必ず入ってありました。今回入っていないので、これに対して反対の討論をすることに決心したわけでございます。

なお、条例の趣旨は、正職員とその他の職員との差が余りにもあり過ぎるので、差を縮めようという趣旨であり、その趣旨に関しては賛成であります。しかし、そのボーナスを払うということになるために、6カ月おくれでもらうボーナスが多いから月給を下げようということが、あちこちの市町村で行われており、当市もその例に漏れません。その下げ過ぎると最初にもらうボーナスが満額もらえないために、年収で落ちてしまうということが生じます。一行、たった一行、年収を補償することがないために、このことが許されてしまうわけでございます。そこで私は反対討論をいたしますが、これが条例が通ったにしても、ぜひ市長の配慮で、年収が下がらないような形での月給の位置づけをしていただけることをお願いして、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は反対討論でした。

次に、賛成討論、6番 菅沼 淳君の発言を許します。菅沼 淳君。

〔6番 菅沼 淳登壇〕

○6番（菅沼 淳） 6番 菅沼 淳です。議案第85号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、賛成討論をさせていただきます。

本議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用制度が創設されるため、非常勤職員等の適正な任用の確保を目的としたものであります。

今回の条例制定により、これまでの非常勤職員等の処遇を明確にし、職務に応じた合理的な人事制度とするもので、従前と比べても待遇面での配慮がされた条例であると考え、賛成をするものであります。

以上です。

○議長（加藤弘己） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第85号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） ありがとうございます。挙手多数であります。したがって議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 日程第2 議案第86号 湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定についてを議題といたします。

本案は12月11日の本会議で建設環境委員会に付託いたしました。お手元に配付してあります建設環境委員会審査報告書のとおり報告されております。

ここで建設環境委員長の報告を求めます。建設環境委員長 楠 浩幸君。

〔建設環境委員長 楠 浩幸登壇〕

○建設環境委員長（楠 浩幸） 建設環境委員長の楠 浩幸でございます。

本12月定例会において当建設環境委員会に付託となりました議案第86号 湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定について、12月16日午前10時から委員会を招集し、委員全員と関係職員の出席を求め慎重に審査をいたしましたので、その経過の概要と結果を報告いたします。

質問 今までに区域外流入の申請はあったのか。あったのであれば、どのように対応していたのか。

答弁 過去にも区域外流入の申請があったが、件数が少なかったことから、事業計画変更のタイミングでその土地を排水区域に編入し、受益者負担金を納付していただいていた。しかし、事業計画の計画期間が7年であり、区域内に編入するまでに時間を要することから、下水道に接続後しばらくは負担金を納付せずに下水道を利用することができるという不公平が生じていたため、今後は条例に基づき適切

に対応していく。

質問 今回条例制定のきっかけとなった浜名湖競艇場からの区域外流入には、分担金の減免は適用されるのか。

答弁 減免の基準の詳細は施行規則で規定することになるが、浜名湖競艇場の土地は公共性が高いと認められることから、本条例第5条第2号に該当すると考えられるため、減免率25%が適用される予定である。

そのほかにも質問、答弁がございましたが、討論なく採決の結果、当建設環境委員会は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 質疑を行います。ただいまの建設環境委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で質疑を終わります。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 以上で討論を終わります。

それでは議案第86号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加藤弘己） 挙手全員であります。したがって議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、令和元年12月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 加 藤 弘 己

署名議員 佐 原 佳 美

署名議員 吉 田 建 二